

平成 24 年 3 月

被保険者様

三重交通健康保険組合

## 付加給付制度の廃止について

標題の件、高齢者医療費を支える国への過大な納付金の支払い並びに医療費の増加により、このふたつだけで保険料収入の 120% を超えています。このままでは当組合の運営が立ち行かない状況のため、保険料率を平成 24 年度より引き上げざるを得なくなりました。

このような財政危機の中、苦渋の決断ではありますが、平成 24 年 4 月 1 日診療分より付加給付制度も廃止させていただくことになりました。

今まで当組合は、高額療養費に関する付加給付の支給を行ってまいりましたが、平成 24 年度より法律で定められている高額療養費のみの支給となります。

■ 被保険者の標準報酬月額が 53 万円未満で 70 歳未満の方  
高額療養費は月額 80,100 円を超える額

■ 被保険者の標準報酬月額が 53 万円以上で 70 歳未満の方  
高額療養費は月額 150,000 円を超える額

付加給付の支給は、平成 24 年 3 月末までの診療にかかるもの迄となりますので、ご注意ください。

今後とも、当組合の運営にご理解ご協力をお願いいたします。